

2024年川崎市は

市制100周年

をむかえます。

COLORS,
FUTURE!
ACTIONS
KAWASAKI 100th



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

“好き”があふれるまちづくりを、さあいっしょに。

100年前（大正13年）の市税はどのようなものがあったの？

当時の資料には「地租附加税」「家屋税附加税」という項目があります。「附加税」とは、国税などの税額を基準とする税のことであり、「地租」は土地、「家屋税」は住宅に対する税金でした。「地租」「家屋税」は現在の「固定資産税」の前身と言われており、計算方法は異なるものの、土地・家屋の所有者が税を納める点等は現在の制度にも引き継がれています。

固定資産税・都市計画税 第3期納期限 1.4(木)

安全・簡単・便利な市税の納付のご案内

スマートフォン決済アプリでの納付や、専用サイトでのクレジットカード納付をぜひご利用ください。詳細は川崎市ホームページをご覧ください。

川崎市 市税の納付方法に関するご案内

検索

納付の呼びかけについて（電話・SMS）

川崎市では、「川崎市納税お知らせセンター」から、電話で納付の呼びかけを行っています。また、電話が繋がらなかった方には、SMS（ショートメッセージサービス）により携帯電話へご連絡いたします。なお、メッセージにURL・添付ファイルなどはありません。お問合せ先：財政局収納対策課 電話：044-200-2226 FAX：044-200-3909

川崎市税務広報 電話 044-200-2236
発行：財政局市民税管理課 FAX 044-200-3907

